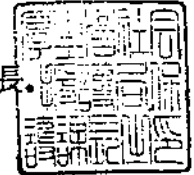




社 援 保 第 1 9 号
平 成 1 2 年 3 月 3 1 日

都 道 府 県
各 指 定 都 市 民 生 主 管 部 (局) 長 殿
中 核 市

厚生省社会・援護局保護課長



地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律による
生活保護法の一部改正等について (通知)

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律 (平成 1 1 年法律第 8 7 号。) が平成 1 2 年 4 月 1 日から施行されることとなったところである。これに伴い、その趣旨等を踏まえ、関係通知のうち、別紙のものについて、平成 1 2 年 4 月 1 日から廃止することとしたので、了知の実施に遺憾なきを期されたい。

(別紙)

昭和39年5月20日社保第41号厚生省社会局保護課長通知「失業対策事業に就労する被保護者に支給される期末手当の収入認定について」は廃止する。

昭和40年3月22日社保第188号厚生省社会局保護課長通知「炭鉱離職者に対する就職指導の実施方針にかかる労働省関係通知について」は廃止する。

昭和43年6月15日社保第151号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による医療扶助と精神衛生法等との関係について」は廃止する。